

ポイント

2012年の著作権法改正で、どのようなことが変わったのだろうか？
著作権法が改正され、これらの行為が刑事罰の対象になったのはなぜだろうか？

①ファイル交換ソフト

サーバを介さずにコンピュータどうしで直接データのやり取りを行い、ファイルを共有できるのが**ファイル交換ソフト**です。これを悪用し、個人間で映画や音楽などのコンテンツをコピーする行為や、違法なファイルと知りながらダウンロードすることは、これまでも著作権法で違法行為とされていました。

③罰則のない違法行為？

自分がやっている行為が著作権を侵害しているという自覚はあるものの、「罰則はないから大丈夫」と主張しています。そもそも、罰則のない違法行為とはどのようなことなのでしょう？違法行為に罰則があつたりなかったりするのなぜでしょうか？

②リッピング

リッピングとは音楽 CD や DVD などに記録されているデジタルデータをパソコンに取り込む行為のことです。デジタルコンテンツにはさまざまな**著作権管理技術 (DRM)** が施されていますが、これらはずしてデータをコピーする行為は違法です。2012年の著作権法改正で、リッピングに対する規制が強化されました。

☑チェック

- 2012年に著作権法が改正されたことを知っている。
- 2012年に改正された著作権法で、どのような変更があつたのか知っている。
- 著作物をコピーするときは、著作権を侵害していないか確認している。

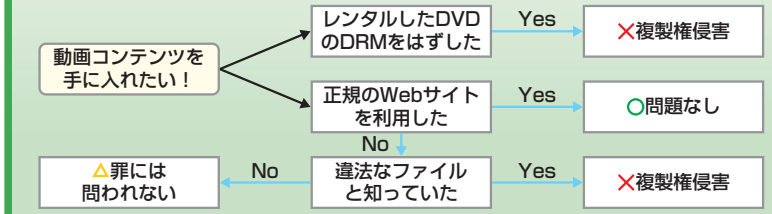
●検討の過程における利用(第30条の3) 例えばあるキャラクターを利用した商品を開発する際に、企画書にそのキャラクターを配置したイメージ画像をつけるなどの行為は著作権の侵害となるかどうか曖昧でしたが、2012年の著作権法の改正で私的使用が認められるケースとして追加されました。

ここが問題

- ✕ **ファイル交換ソフトやリッピングの悪用**
ファイル交換ソフトやリッピング自体が違法というわけではありません。しかしながら、その技術を悪用することで著作権を侵害することは違法行為です。ファイル交換ソフトはパソコンに入っている個人情報や機密情報などの**漏洩**や**ウイルス感染**の原因ともなり、社会問題になっています。使用を控えたほうがよいでしょう。
- ✕ **罰則がなくても違法行為は違法行為**
罰則とは、その法律の違反行為に対して科される刑罰や罰金のことです。罰則がなければ逮捕や罰金を科されることはありません。しかし、違法行為であることに変わりはなく、社会的な批判を浴びる可能性があります。
- ✕ **著作権法が改正されたことを知らない**
著作権法は頻りに改正されます。これまでは問題なかった行為が、規制の対象となることもあります。「知らなかった」では済まされません。

予防と対策

予防 著作権法の改正内容を知ろう
著作権法について普段から関心を高めておきましょう。著作権法が改正されると、文化庁をはじめ、さまざまなWebサイトなどで解説がされるので、それらもチェックしておくといよいでしょう。



▲違法ダウンロードの刑事罰化とリッピング規制のチャート図
対策 著作権について意識を高めよう
単に違法行為だからというだけでなく、著作権侵害が著作権者やわたしたちに与える影響について考えてみましょう。情報技術が発達する現代社会において、著作権者もわたしたちも「Win-Win」*の関係になれるしくみをつくっていくことが求められています。
*Win-Win…取引などお互いにメリットをもたらすことができる状態のこと。

Q 確認問題

- 問 2012年の著作権法の改正内容として、適切なものをすべて選びなさい。
- (1) ファイル交換ソフトの使用が全面的に禁止された。
 - (2) 違法アップロードだと認識した上でそのコンテンツをダウンロードする行為が罰則の対象となった。
 - (3) 動画共有サイトでの視聴が禁止された。

●付随対象著作物の利用(第30条の2) 写真や動画を撮影した際に、背景などにキャラクターなどの著作物が偶然写ってしまった場合、著作権を侵害するのかわかが議論となっていました。2012年の著作権法の改正で、こうした写込みは著作権侵害には当たらないと規定されました。

トピック

- ◆ **著作権法改正の動き**
著作権法は頻りに改正されます。特に近年は情報技術が進歩したことで、これまでの著作権法で想定されていない行為による著作物の利用事例が問題となり、規制が強化される傾向が強まっています。
- ◆ **公衆送信権と送信可能化権**
著作物をインターネットなどに無断で公開・送信されない権利のことを**公衆送信権**といいます。また、著作物を無断でインターネット上にダウンロードできる状態にされない権利を**送信可能化権**といいます。
- ◆ **動画共有サイトの視聴行為**
動画共有サイトなどで動画を視聴する行為自体は、違法ではありません。しかし、テレビ番組や映画、音楽などを無断でアップロードする行為は公衆送信権の侵害に当たります。コンテンツを公開することも、それを視聴することも、著作権者の利益を損なう深刻な状態となれば、今後何らかの規制がなされるかもしれません。

◆ **エルマーク**
音楽や映像を正規に配信しているWebサイトであることを証明するマークで、日本レコード協会が発行しています。



提供：一般社団法人日本レコード協会

◆ **コンテンツ産業への影響**

著作権の侵害行為は、**コンテンツ産業**にとって深刻な問題です。コンテンツ産業に正当な利益がもたらされなければ、結果的に文化の衰退を招くことになります。著作権侵害による影響について、さまざまなデータや調査結果が公表されているので、調べてみましょう。

